

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年 6月22日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 東広島市立小中学校空調設備整備事業に係るPFI等導入可能性調査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300022 |
| (3) 物品委託役務内容 | 小中学校空調設備手法として、PFI方式等の導入可能性の調査、検討及び報告書の作成を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年 1月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市役所及び市内小中学校 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画＞各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年 6月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年 6月22日～ 平成30年 7月12日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年 6月22日～ 平成30年 6月29日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育部 教育総務課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0974 / ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年 7月4日～ 平成30年 7月12日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年 7月10日～ 平成30年 7月11日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年 7月12日 午前 11時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (印)	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市立小中学校空調設備整備事業に係る P F I 等導入可能性調査業務 仕様書

1. 業務概要

本市小中学校における教育環境向上の一環として空調設備整備事業を実施するにあたり、整備期間の短縮や財政負担軽減を図るため、民間活力導入手法である P F I 方式等に関する調査・検討を行い、報告書として提出するもの。

なお、本業務は「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日 民間資金等活用事業推進会議）における「五 詳細な検討」に位置づくものとして実施するものであり、PPP/PFI 手法導入に適しないと評価した場合には、「六 評価結果の公表」のとおりインターネット上で結果理由及び評価内容を公表するものである。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から平成 3 1 年 1 月 3 1 日（木曜日）まで

3. 履行場所

東広島市役所及び市内小中学校

4. 事業手法の検討対象

市内小中学校 4 2 校（統合校および大規模改修校を除く）、9 2 9 室（普通教室 5 4 7 室及び特別教室・管理教室 3 8 2 室）

5. 業務の内容

検討対象（普通教室及び特別教室・管理教室の場合と普通教室のみの場合）について、以下のとおり調査、検討を行い、報告書としてとりまとめること。

- (1) 現状の把握、前提条件等の整理
 - (ア) 空調設備整備に係る現状把握
 - (イ) 事業対象校及び教室等の概要把握
 - (ウ) 関係法制度等の整理
- (2) P F I 事業による先行事例の調査・研究・分析
- (3) 事業スキームの検討
 - (ア) 従来方式（仕様発注、分離分割方式）

- (イ) DBO方式（性能発注、一括発注）による事業方式、事業期間等の検討
- (ウ) PFI-BTO手法による事業方式、事業期間等の検討
- (エ) リース手法による事業方式、事業期間等の検討
- (4) 民間事業者の参画可能性の検討
 - (ア) 参加意向等の把握、整理等
 - (イ) 実施に向けた条件、要望等の把握、整理
- (5) PFI等導入可能性の検討
 - (ア) 従来手法等との比較検討による最適方法の選定
 - (イ) VFMの検証
 - (ウ) リスク分担の検討
- (6) 総合評価及び課題の整理
 - (ア) PFI等導入可否について定量的、定性的な総合評価
 - (イ) PFI事業実施に向けた検討課題の整理
- (7) 要求水準書（案）、実施方針（案）の作成

6. 成果品

- (1) 業務の成果品は次のとおりとする。
 - (ア) 報告書 8部
 - (イ) 電子データ 1枚（CD-Rもしくは、DVD-R）
- (2) 成果品の帰属
本業務契約に基づいて作成された成果品は、全て本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。
- (3) 提出期限
平成31年1月31日（木曜日）（郵送の場合は提出期限必着）

7. 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報であって、秘密であると明確に指定されたものについては、本業務の期間中のみならず、その終了後も第三者（発注者が承諾した場合を除く）に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については、この限りでない。

- (1) 一般に入手できる情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の機密情報を使用することなく独自に開発した情報

8. 事前見学等

校舎の事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、平成30年6月28日(木)までの発注者が指定した時間帯において見学すること。ただし、質疑応答については、質問書を所定の期日までに発注担当課まで提出することとする。

(質問書提出期限：平成30年6月29日(金) 17時)

9. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。なお、提出書類に記載した事項に変更があったときは、その都度届け出ること。

- (1) 委託業務実施責任者選任通知書(業務委託約款第11条関係)
- (2) 業務実施計画書(工程表含む)(業務委託約款第4条関係)
- (3) 委託業務完了通知書(業務委託約款第24条関係)
- (4) 引渡書(業務委託約款第24条関係)
- (5) 請求書(業務委託約款第25条関係)
- (6) その他必要な書類

10. 委託料の支払い

本業務の委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。

11. その他

- (1) 本仕様の定めに無い事項であっても、受注者として当然行うべき事項については誠意を持って実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等を順守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。
- (3) 本業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受注者は貸与された資料のリストを提出の上、破損、紛失、盗難等の事故がない様に管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却すること。
- (4) 市内小中学校施設内は全面禁煙となっている。業務従事者は施設内(受注者の車両内を含む。)において喫煙をしないこと。
- (5) 次の条件の者は、本市が平成30年度以降に入札公告を予定している特定事業者選定への事業参加はできないものとする。
 - ア 本業務の受注者
 - イ 本業務の受注者と会社法上(会社法第2条第3号、第4号)の「親会社」と「子会社」の関係にある会社
 - ウ 本業務の受注者と同一の者が経営の支配権を握っている会社
 - エ 本業務の受注者の会社の役員が、会社の役員を現に兼ねている会社